

## 情報公開制度の運用状況を公表します

五條市では、市民の皆さんに公文書の開示を求める権利を保障し、公正で開かれた市政を一層推進することを目的に、平成12年4月1日から情報公開を実施しています。

「情報公開」とは、市民の皆さんからの請求に応じて、市が保有する公文書を開示する制度です。

昨年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)の各実施機関におけるこの制度の運用状況について、次のとおり公表します。

### 1 公文書の開示の請求件数および処理状況

- 1 市長に対する開示請求3件に対し、部分開示が2件、却下が1件でした。
- 2 議会に対する開示請求3件に対し、全部開示が2件、部分開示が1件でした。
- 3 教育委員会に対する開示請求1件に対し、全部開示が1件でした。

### 2 不服申立の件数および処理状況

決定に対する不服申立は、ありませんでした。

■問合せ先 庶務課文書広報係 ☎(内線206、208)

## 個人情報保護制度の運用状況を公表します

五條市では、個人情報の適正な取り扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の侵害の防止を図り、基本的人権の擁護および公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的に、平成16年4月1日から個人情報保護制度を導入しました。

この制度は、自己に関する個人情報の開示請求権、誤った自己情報の訂正、削除や利用中止の請求権など、市民の皆さんに「自己の情報をコントロールする権利」を保障するものです。

昨年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)の各実施機関におけるこの制度の運用状況について、次のとおり公表します。

### 1 個人情報取扱事務の届出件数

850件

### 2 開示、訂正、削除および中止の請求並びに決定の件数

- 1 市長に対する開示請求1件に対し、却下が1件でした。

### 3 不服申立の件数および処理状況

決定に対する不服申立は、ありませんでした。

■問合せ先 庶務課文書広報係 ☎(内線206、208)

### 民生委員・児童委員は あなたの街の良き相談相手



5月12日から18日は民生委員・児童委員の日活動強化週間です。

民生委員・児童委員は、「広げよう 地域に根ざした思いやり」をスローガンに、地域住民・関連機関とともに安全で安心なまちづくりをすすめます。

担当の民生委員・児童委員がわからないときは、次まで問い合わせてください。

■問合せ先 社会福祉課福祉係 ☎(内線299)  
五條市社会福祉協議会 ☎24・4152

### 5月は 固定資産税・都市計画税(1期) の納期です。

第1期の納期限は6月2日(月)です。

市役所本庁・支所担当窓口、取扱金融機関および郵便局で納付してください。

納税は便利で確実な口座振替(自動払込)をご利用ください。

■問合せ先 税務課徴収係 ☎(内線259、260)